

8福薬業発第210号

令和8年8月7日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会

常務理事 竹野 将行

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資材について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

今般、厚生労働省において、高齢者のポリファーマシー対策の考え方や取組方法の普及啓発を目的として、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」および「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」に関する普及啓発資材が作成されました。

つきましては、本啓発資材の趣旨をご理解いただき、地域におけるポリファーマシー対策の推進にご活用いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本啓発資材は、下記の厚生労働省ホームページからもダウンロードいただけます。

記

○厚生労働省ホームページ

厚生労働省ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 医薬局が実施する検討会等 > 高齢者医薬品適正使用検討会

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74909.html

以 上

日 薬 情 発 第 86 号
令 和 8 年 8 月 3 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資材について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医薬局医薬安全対策課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

厚生労働省では、平成29年4月に「高齢者医薬品適正使用検討会」（以下「検討会」）を設置し、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めており、本会役員も参画しているところです。

同検討会では、これまでに「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめています（令和6年7月26日付け日薬情発第76号ほかにて既報）。

今般、ポリファーマシー対策の考え方・取り組み方をこれまで以上に普及啓発するため、同検討会では「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」に関する普及啓発資材を新たに作成しました。

以下のURLよりダウンロードが可能ですので、地域におけるポリファーマシー対策の促進に向けた取り組みの実施にご活用いただきたく、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 審議会・研究会等 ＞ 医薬局が実施する検討会等 ＞ 高齢者医薬品適正使用検討会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74909.html

医 薬 安 発 0 7 3 1 第 2 号
令 和 8 年 7 月 3 1 日

各関係団体長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資材について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）長等宛てに通知を
発出しましたので、関係各位への周知につきご配慮いただきますようお願いい
たします。

別添

医薬安発 0731 第 1 号
令和 8 年 7 月 31 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

高齢者におけるポリファーマシー対策の普及啓発資料について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢化の進展に伴い、加齢による生理的な変化や複数の併存疾患を治療するための医薬品の多剤服用等によって、安全性の問題が生じやすい状況にあることから、平成 29 年 4 月に「高齢者医薬品適正使用検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、高齢者の薬物療法の安全確保に必要な事項の調査・検討を進めており、これまでに「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」を取りまとめてきたところです。

今般、ポリファーマシー対策の考え方・取り組み方をこれまで以上に普及啓発するため、本年 6 月に開催された同検討会での議論を経て、別添 1～4 のとおり、「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」、「高齢者の医薬品適正使用の指針（各論編（療養環境別）」、「病院における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」及び「地域における高齢者のポリファーマシー対策の始め方と進め方」に関する普及啓発資料を新たに作成しました。

高齢者の薬物療法に関する安全対策を推進するため、普及啓発資料について貴管下の医療機関、薬局及び関係団体においてご活用いただきますよう、周知方お願いいたします。